

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症発生動向調査事業における疑似症の発生状況の届出方法の変更について

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（以下「疑似症」という。）の発生状況の届出については、「感染症発生動向調査事業実施要綱」（平成 11 年 3 月 19 日付け健医発第 458 号。以下「実施要綱」という。）に基づき実施していただいているところです。

当該届出については、実施要綱 4 の（3）に従って、原則として感染症サーベイランスシステム（以下「NESID」という。）において運用する症候群サーベイランスシステムへの入力により実施していたところですが、今般、NESID のシステム上の安全性を確認するため、平成 27 年 7 月 10 日にインターネット回線を利用した症候群サーベイランスシステムの運用を停止することとしたので、当面の間、当該システムを利用できなくなります。

つきましては、疑似症の発生状況の届出の実施方法について、当該システム停止の間、下記のとおり変更することとしたので、関係機関等への周知を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう配慮願います。

また、症候群サーベイランスシステムの運用再開等により、下記の届出の実施方法に変更が生じる場合は、別途通知いたします。

なお、インターネット回線を利用していない感染症発生動向調査システム等の NESID 内の他のシステムは引き続き利用が可能ですので申し添えます。

記

1 指定届出機関からの届出

指定届出機関からの疑似症の届出については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等につい

て」(平成 18 年 3 月 8 日付け健感発第 0308001 号)において定める別記様式 6－7 (別紙)を記載し、直ちに、当該様式を保健所へ提出することにより行うこと。

2 保健所による報告

1 の届出を受けた保健所は、直ちに、NESID の汎用サーベイランスシステム (A) における「感染症発生動向調査 (疑似症定点)」に、当該届出内容を入力すること。

なお、7 月 10 日付けで受け付けた届出については、当該日における入力作業ができないことから、翌日以降速やかに、7 月 10 日付け報告分として入力作業を行うこと。

以上